

2021年5月28日

全国人民代表大会常務委員会 御中

一般社団法人電子情報技術産業協会  
個人データ保護専門委員会

「中華人民共和国個人情報保護法(草案) (二次審議稿)」に対する意見

| 意見項目       | 修正提案  | 修正理由   |
|------------|---|--|
| 全体         | 本法は個人情報保護に関する基本法となるものと考えられるが、既存の「個人情報安全規範」、「個人情報越境安全評価弁法」、「信息安全技術 データ越境安全評価ガイドライン」等について、本法との関係性を明確にするとともに、用語の統一や各所の整合を図っていただきたい。                                  | 関連ルール間で優先順位が不明であったり記述に矛盾があったりすると、遵守する上で混乱が生じるため。   |
| 第三条<br>(一) | 「(一) 国内の自然人に製品やサービスを提供することを目的とする場合」とあるが、「製品やサービスを提供すること」に該当するケースを下位規則またはガイドライン等で明確にしていきたい。<br>例) 中国語が使用され、商品・サービスの価格が元で表示されている場合など、中国国内の人への商品やサービス提供の意図が明白である場合など | 意図せずに本法が適用されてしまうのを回避する必要があるため。   |
| 第四条        | 「個人情報とは、電子的またはその他の方法によって記録された、識別しているか識別できる自然人に関する各種情報を指し、匿名化処理された情報は含まない。」とあるが、個人情報・機微な個人情報など本法内の用語の定義および具体例について、別途、下位規則またはガイドライン等で明確にしていきたい。                     | 個人情報安全規範の付録 A に記載がある個人情報と整合性を確保すべきであるため。   |
| 第七条        | 「個人情報処理規則を公開し、処理の目的、方法及び範囲を明示しなければならない。」とあるが、個人情報処理規則とは何かを明確にしていきたい。  | 「公開」とあることから、プライバシーポリシーのことであると推測されるが、条文からは社内規則であるように捉えられる。社内規則である場合、公開すべきでない情報が含まれるケースもあり、対応できないため明確にしたい。 |

|                     |  |  |
|---------------------|--|--|
| 第十条                 | 「国家の安全や公共の利益に危害を与えるような個人情報処理活動」とあるが、どのような活動が該当するのかを明確にしていきたい。  | 意図せずに各社の個人情報処理活動に本法が適用されてしまうのを回避する必要があるため。   |
| 第十三条<br>(二)         | 「(二)個人が一当事者となる契約の締結あるいは履行に必要な場合」とあるが、本法または細則・ガイドライン等において、法人とその従業員の雇用契約が含まれることを明確にしていきたい。   | 雇用契約の締結とは別に個人情報の処理について同意の取得が必要になるとすると、事務手続きが煩雑となるため。   |
| 第十三条                | GDPR にあるような「正当な利益」についても個人情報処理の法的根拠として追加していきたい。   | 一般の事業者が依ることのできる法的根拠は(一)の同意か、(二)の契約のどちらかと考えられるが、B2B ビジネスで取引先担当者の個人情報を持つ場合など、(一)・(二)では対応に支障が出るのが考えられるため。   |
| 第十四条                | 「単独での同意や書面による同意が必要」とあるが、「単独での同意」とはどのようなことを指すのかを明確にしていきたい。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「書面による同意」は「単独での同意」に含まれないのか</li> <li>・「明示的な同意」と異なるのか</li> <li>・本法上にある「個人の同意」と異なるのか</li> <li>・何をもちて「単独の同意」と判断されるのか</li> </ul> などが不明瞭であるため。 |
| 第二十九条               | 「機微な個人情報とは、漏洩したり不法に使用されると、個人が差別を受けたり、身体や財産の安全が著しく脅かされる可能性のある個人情報をいい、人種、民族、宗教・信仰、個人の生体的特徴、医療や健康情報、金融機関の口座、個人の位置情報などが含まれる。」とあるが、本法内の用語の定義について、別途、下位規則またはガイドライン等で明確にしていきたい。 | 個人情報安全規範の付録 B に記載がある機微な個人情報と整合性を確保すべきであるため。  |
| 第三十八条<br>(一)<br>(二) | 「(一) 国家インターネット情報部門が行うセキュリティ評価<br>(二) 専門機関を通じて個人情報保護認証を取得する」とあるが、これらの評価・認証が何を示すかを明確にしていきたい。   | セキュリティ評価とは、サイバーセキュリティ等級保護認定とどのように異なるのか、または同一のことを指しているのが不明瞭であるため。   |

|              |  |   |
|--------------|--|---|
| 第三十八条<br>(三) | (三) 本法に定める個人情報保護標準とあるが、これは第六十一条(一)(二)の標準をさすのか明確にしていきたい。  | 人・事業者・当局によって解釈がバラつかないようにするため。   |
| 第三十九条        | 第三十八条各号のいずれかの条件を満たしている場合は、第三十九条に基づく個人の単独での同意を不要としていただきたい。  | 第三十八条各号のいずれかの条件を満たしている場合は、中華人民共和国外への個人情報の提供によって個人の権利利益に対する影響がないと評価される場合であり、重ねて個人の単独での同意は不要であると考えため。   |
| 第四十条         | 「国家インターネット情報部門の定める件数」とあるが、大規模なBtoC事業を行わない企業は含まれないような件数を設定していただきたい。   | 小規模な事業でも該当すると手続きが煩雑になり、中国での事業活動が困難になりうるため。  |
| 第四十条         | 「国外へ提供する必要がある場合、国家インターネット情報部門が行うセキュリティ評価に合格しなければならない。」とあるが、このセキュリティ評価とは何を指すのかを明確にしていきたい。   | 個人情報越境移転安全評価規則に基づく評価との相違点が不明瞭であるため。   |
| 第五十五条        | 「事前にリスクアセスメントを実施し、その処理状況を記録しなければならない。」とあるが、リスクアセスメントおよび処理状況の記録の方法をガイドライン等で明確にしていきたい。   | 個人情報処理者の義務である以上、要件を正しく把握しておく必要があるため。  |
| 第五十七条        | 「基礎的インターネットプラットフォームサービスを提供する、ユーザー数が膨大で、業務タイプが複雑な個人情報処理者は、以下の義務を履行しなければならない。」とあるが、「膨大」なユーザー数の具体的な数、「複雑な」業務タイプの具体的な定義を施行細則等で示していただきたい。 | 草案第五十七条記載の個人情報処理者に該当した場合、以下(一)～(三)の履行義務が生じる。基礎的プラットフォームサービス提供企業にあたる要件が不明瞭だと、個人情報処理者が無自覚のうちに下記の履行義務違反となる恐れがあるため。<br><br>(一)主に外部者から成る独立機構を設立し、個人情報処理活動に対して監督を行う<br>(二)法律、行政法規に深刻に違反して個人情報を処理するプラットフォーム内の商品またはサービスの提供者に対しては、サービスの提供を停止する<br>(三)定期的に個人情報保護の社会的責任報 |

|                   |  |   |
|-------------------|--|---|
|                   |  | <p>告書を公表し、社会の監督を受ける</p>   |
| <p>第五十八<br/>条</p> | <p>「個人情報処理の委託を受けた受託者は、<u>本章に定める関連義務を履行し</u>、必要な措置を採って処理する個人情報のセキュリティを保障しなければならない。」<br/>とあるが、下記内容に修正頂きたい。</p> <p>「個人情報処理の委託を受けた受託者は、<u>第五十一条に定める義務を履行し</u>、必要な措置を採って処理する個人情報のセキュリティを保障しなければならない。」</p> | <p>受託者が「本章に定める関連義務を履行」する旨規定されているが、本章(第五十一～第五十七条)で定める関連義務は委託者に求められる義務であり、受託者に求める義務としては則さないものが含まれている。</p> <p>具体例の1つとして、第五十六条では個人情報漏洩時の個人への通知が規定されているが、情報漏洩時は受託者から委託元である個人情報処理者に通知し、個人情報処理者が個人に通知することが望ましいと考えられる。</p> <p>上記を踏まえ、第五十一条に定める義務のみをもって、受託者の義務とするよう修正いただきたい。</p> |

(以上)